許可基準 〈条例第12条〉

			重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
共通基準			① 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源(ネオン管に限る。)が露出するもの又は 映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと(重点制限区域に限る)。		
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 2/3 以内
		横	建築物の 幅の範囲内	建築物の 幅の範囲内	建築物の 幅の範囲内
		面積	^{壁面の} 1/10 以内		_
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の 高さの範囲内
		横	建築物の 幅の範囲内	建築物の 幅の範囲内	建築物の 幅の範囲内
		面 積	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内
	総表示	面 積	1 建築物につき 30 ㎡以内	1 建築物につき 50 ㎡以内	_
(ウ)突出広告物			・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1m 以内 ・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)・掲出個数:1 建築物につき 2 個以内	・上端が取付壁面の高さ を超えないこと。 ・取付壁面から 1m 以内 ・地上から最下端まで距 離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	 ・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.5m 以内 ・道路上へ 1m 以内 ・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
(工)地上設置型広 告物	上端の高さ		地上から最上端までの距 離 10m 以内	地上から最上端までの距 離 15m 以内	地上から最上端までの距 離 15m 以内
	一基当たり	の合計)	20 ㎡以内	30 ㎡以内	40 ㎡以内
(オ)塀・柵その他の 工作物に設置する もの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		面表積示	表示される面の面積の 1/2 以内	_	_